

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(令和 7 年第 4 回有田川町議会定例会)

令和 7 年 1 2 月 2 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- | | | |
|--------|-----------|----------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 84 号 | 令和 7 年度有田川町一般会計補正予算 (第 7 号) |
| 日程第 2 | 議案第 85 号 | 令和 7 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 3 | 議案第 86 号 | 令和 7 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 4 | 議案第 87 号 | 令和 7 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 5 | 議案第 88 号 | 令和 7 年度有田川町水道事業会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 6 | 議案第 89 号 | 令和 7 年度有田川町簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 7 | 議案第 90 号 | 令和 7 年度有田川町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 8 | 議案第 91 号 | 有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 92 号 | 有田川町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 93 号 | 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 94 号 | 有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 95 号 | 有田川町教育支援センター設置条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 96 号 | 有田川町公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 97 号 | 有田川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 98 号 | 有田川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 99 号 | 有田川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 100 号 | 有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 18 | 議案第 101 号 | 有田川町こども総合センター設置条例の全部改正について |
| 日程第 19 | 議案第 102 号 | 有田川町多目的広場「しみずふれあいドーム」設置条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 20 | 議案第 103 号 | 有田川町林業活性化センター条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 21 | 議案第 104 号 | 有田川町ふるさとふれあいの丘条例の一部を改正する条例の制定 |

定について

日程第22 議案第105号 有田川町営キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23 議案第106号 有田川町花の里河川公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24 議案第107号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25 議案第108号 有田川町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

日程第26 議案第109号 有田川町藤並駅交流施設の指定管理者の指定について

日程第27 議案第110号 有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定について

日程第28 議案第111号 有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について

日程第29 議案第112号 有田川町生産物販売施設の指定管理者の指定について

日程第30 議案第113号 有田川町しみず温泉、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設、有田川町農林漁業体験実習館、有田川町営キャンプ場、有田川町野営場等林間休養施設、有田川町山の家の指定管理者の指定について

日程第31 議案第114号 有田川町ふるさとふれあいの丘の指定管理者の指定について

日程第32 議案第115号 財産の取得について

日程第33 議案第116号 有田川町教育委員会委員の任命の同意について

日程第34 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第35 常任委員会の閉会中の継続調査の件

日程第36 特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第37 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（13名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
4番	椿 原 竜 二	5番	中 島 詳 裕
6番	星 田 仁 志	8番	谷 畑 進
9番	西 弘 義	10番	林 宣 男
11番	岡 省 吾	12番	森 谷 信 哉
13番	堀 江 眞智子	14番	増 谷 憲
15番	殿 井 堯		

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

6番	星 田 仁 志	12番	森 谷 信 哉
----	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長	中山 正 隆	住民税務部長	小澤 俊彦
福祉保健部長	井本 英 克	総務政策部長	中屋 正也
消 防 長	岩井 伸 幸	産業振興部長	南 長 寿
建設環境部長	森本 博 貴	清水行政局長	中谷 芳尚
総務課長	原 秀 文	財務課長	青石 元希
企画調整課長	寺 杣 真 英	教 育 長	片 嶋 博
教 育 部 長	中平 洋 子		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局 長 山 縣 和 弘 書 記 細 野 鶴 子

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は13人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか12人あります。

……………日程第1 議案第84号……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、議案第84号、令和7年度有田川町一般会計補正予算第7号についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第2 議案第85号……………

○議長（谷畑 進）

日程第2、議案第85号、令和7年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第3 議案第86号……………

○議長（谷畑 進）

日程第3、議案第86号、令和7年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第87号……………

○議長（谷畑 進）

日程第4、議案第87号、令和7年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第88号……………

○議長（谷畑 進）

日程第5、議案第88号、令和7年度有田川町水道事業会計補正予算第2号についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第89号……………

○議長（谷畑 進）

日程第6、議案第89号、令和7年度有田川町簡易水道事業会計補正予算第2号についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第90号……………

○議長（谷畑 進）

日程第7、議案第90号、令和7年度有田川町下水道事業会計補正予算第3号についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第91号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 8、議案第 9 1 号、有田川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 9 時 3 8 分

再開 1 0 時 4 9 分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

……………日程第 9 議案第 9 2 号……………

○議長（谷畑 進）

続いて、日程第 9、議案第 9 2 号、有田川町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

4 番、椿原竜二君。

○4 番（椿原竜二）

4 番、椿原でございます。議員報酬の増額について質疑をさせていただきます。

まず今回、3 万円の増額といった議案でありますけれども、報酬審議会では、どのような基準、データに基づいて金額を算定したのか。

それとまたもう一点、次回から議員定数の削減が行われますけれども、町の財政負担は増えないという認識でよろしいのかお答えいただけますか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

椿原議員の質疑にお答えさせていただきます。

3万円アップにつきましては、9月に町長より議員報酬の額の審議をするよう諮問があり、報酬審議会で審議をされまして、議員活動は定例会・委員会ではなく、日常的な調査研究、町民の相談など活動量が増大している中で、平成26年4月以降、報酬が据え置かれており、その間の賃金水準の上昇など総合的に審議されて、3万円の増額が妥当であると町長に答申されたことによるものです。

また、今回この増額により改正額が全体で約620万円の増額になりますが、議員定数が16名から14名と2名削減となりますので、報酬総支給額は抑えられるために、増額により財政運営には大きな支障をもたらすことはないと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

ありがとうございます。定数が16人から14人になるというところで、定数の議論のときもありました、2人減らしてしまうと、町民の意見を反映させにくいんじゃないかと。有田川町は広い面積ありますから、2人減らしてしまうと、1人の議員の負担というのが増えてくるのが懸念されているところでもありました。報酬審議会の考えとして、3万円増額するんで次の14人は今までの16人以上にしっかりと働けというように私は認識させていただきました。

町長にお答えいただきたいんですけども、町長は議員の成り手不足というところについて、どのように捉えているのかをお聞きしたいんです。私もこれまでに関テレ、ABEMAテレビ、新聞社、様々なメディアの取材を受けさせていただきました。若い世代、子育て世代、会社勤めの人、地域で働いている普通の人、こういった町の当事者というのが私はもっともっと議会に入っていくべきだと考えています。

二元代表制の下、町長と我々議会というのは、あくまでも対等な関係であります。住民代表の責務というのを私たちも負っているんですけども、今の現状を若い世代や現役世代というのが議会に参画しづらい、こういった状況が続いてしまったら議会の力が弱まってしまう。そして、町長と我々議会の対等な関係というのを保ちにくくなってきて、議会が行政の承認機関になってしまうんじゃないかという懸念もするところであります。この成り手不足という点で、町長の考えをお聞かせいただけますか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

椿原議員にお答えをしたいと思います。

まず、今、議会に成り手が少ないということの第一原因は、まず僕は政治不信違うかなと思います。その中でも、もちろん今の給料は僕個人の考えとしては非常に安過ぎると。これではもう政治活動はできないというので、あまり出やんのかなという思いをしています。証拠に、ある市なんか、もう11人も新しく出たという話も聞いてます。これからも、もっと政治に興味を持ってもらえたらもっと出る、そこら辺り我々の責任も多分あるんだと思いますけれども、とにかくもう少し政治に興味を持ってもらって、この町政へ入ってきてもらうのが一番いいかなという思いで審議会にも申し上げたところであります。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

3回目、最後の質問ですけれども、町長の考えは理解させていただきました。

今回、3万円増額というところで報酬審議会から出てますけれども、私はです、私は3万円増やすんやから3万円分、今以上に働けというように私は捉えるんですけども、町長、こういう認識でよろしいですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今でも十分働いていただいていることは事実であります。ただ、いろいろ物価高騰もあるし、いろんな政治活動も多岐にわたってきたんで上げるのは当然だと思っています。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。議案第92号について質疑をさせていただきます。

同僚議員の質疑とダブったところがあったので省きます。

まず、今回、議員報酬を議員で23万円から26万円、副議長で25万円から28万円、議長で30万円から33万円に引き上げる議案となっております。施行は令和8年4月1日からとなっております。この3万円増額により、次期から議会費の議員報酬の総額、1人当たり幾らから幾らになるのでしょうか。そして、その各議員の総額では幾らでしょうか。

この点まずお答えいただきたいのと、2つ目に、区長会は住民の代表やという言い方をよくされるんですけども、実際、区長会から、例えば各区長会にそういう話が下りたという話はほとんどないんですね。だから、そういう点も含めて住民の意見をど

のように把握されているのかということがあります。短期間で決めてしまうのはどうかという意見も私は聞きました。この点も含めて御答弁をいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

改正によって議員の1人当たり年間報酬額は382万1,000円となります。また、議員報酬総額については5,481万3,000円となります。

そして次に、区長会などの住民の意見ということですが、報酬審議会においては、区長会の会長にも委員として御参画いただいております、地域の実情や住民の感覚を踏まえた御意見をいただいた上で、慎重に審議していただいたところであります。

以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再質疑ということではないんですけども、この議員報酬の額というのは、そもそも物すごく曖昧な部分があるんです。例えば、国会議員、県議員、政令指定都市の議員の報酬、和歌山県下の県議員は高いですね。高いですけども、それで選ばれた議員たちは本当に報酬額に見合った活動をされているかという、私は大変疑問を感じる場所があるんです。だから、これは単純に上げたからといってすむ問題、やっぱり議員それぞれの資質の問題が左右してくるんですよ。そこで各自が努力をどうするかというのが未知数ですから、難しい問題だと私は申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

答弁はよろしいですか。

○14番（増谷 憲）

はい。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第92号について、私は先ほどの全員協議会で、各議員の思いが幾つもあるの

で、今回出すのではなく、時期尚早だということで下げて、再度再考したらどうかということをお願いしましたが、それはできないということでありましたので討論させていただきます。

議員報酬、そもそも何かということがあります。もちろん生活費ではありません。議会活動に要する経費と把握されております。しかし、若い方にとっては、議員報酬だけではふだんの生活をどう工面するか、これは極めて深刻な問題があります。現実副業を持って議員活動をせざるを得ない状況もあります。これは町村議会議員の報酬が低いからであります。例えば、県下の町議会で報酬の一番高いのが、月額ですが、かつらぎ町議会で24万5,000円、その次に美浜町議会で23万5,000円です。一番低い議会では17万5,000円となっております。

一方、視察にも行きましたが、全国で一番報酬の高い町議会は、神奈川県寒川町議会の36万8,000円、神奈川県はトップに4町議会が入っております。寒川町議会でお聞きしましたが、町民から報酬額が高いと問題視されたことがなかったかと聞きました。このときにはないと言っておりました。やはりこれは議会活動が活発にされているからと私は認識しました。

議員報酬を考える上で、どうしても議会の果たしている役割も見ておかなければなりません。ふだんの議員活動や議会での質問、議案質疑、委員会での質疑はどう活発にされているか、また町民が中へ入って活動ができているかなど、多岐にわたって問われているわけであります。

全国町村議長会が令和7年5月に議員報酬の見直しに向けたガイドブックを作成しています。そこには、議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適正化に関する決議がされています。ここには活動内容の充実と住民の理解を得て、市議会議員との均衡を踏まえ、町村長の月額47%を目指すことと提案されております。当議会に当てはめてみますと32万9,000円になります。こういう点からいたしましても、当議会での全議員の活動はどうだったのか、町民の理解と議員活動が理解されているか、また、まさにレベルアップが求められていたのではないのでしょうか。

既に11月17日の毎日新聞で、議員報酬増額提案へ月3万円、議会でも反対の声と書かれておりました。また、古座川町議会は一番報酬の少ない議会の1つですが、17万5,000円から引き上げる議案が、物価高騰で多くの住民が厳しい生活を強いられているのに、議員報酬を上げるのは時期尚早として否決をされていることもありました。町民から私も聞かれました。なぜこの時期に、私たちは苦しんでいるのに議員報酬を引き上げるのかと言われました。私も本当に困ったわけでありますが、これらのことを踏まえて提案される議案に反対討論とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

議案第92号、有田川町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず初めに、正直に申し上げます。この議案は、選挙前ということもあり、賛成をするには大きな覚悟を必要としました。議員報酬の増額は、反対するほうが楽なのは事実です。誰からも批判をされず、住民の方からはよく見られる。選挙前には安全な選択肢でしょう。その道があったことも事実であります。

しかし、私はしっかりと働く議会であるために、あえて厳しい選択をいたします。どう見られるかで判断する政治は、未来への責任放棄ではないでしょうか。今回の条例改正は、議員定数の削減によって町の財政負担を増やすことなく実施できるものであります。そして、金額を決めたのは、議員ではなく民間の有識者を含む報酬審議会であります。

また、改正の適用は来年4月からである。今ここにいる私たち自身の報酬を引き上げるものではありません。今ここにいる私たち現職の報酬は1円たりとも上がりません。つまり、これは今の議員のためではなく、次にこの議会へ挑む人たちのための環境整備であります。それでも自分たちの報酬を上げるなんてどうなのか、そういった声は必ず出てくるものだと理解しております。私自身、今の金額23万円に不満はありません。それは自営業という別の収入があるから成り立っている、それが現実であります。

しかし、だからこそ見なくてはいけない現実があるのではないのでしょうか。別の収入がない人は議員になれない、お金に余裕のある人しか議員になれない、普通の人々が挑戦できない、そんな町議会で本当にいいのでしょうか。若い世代、子育て世代、会社勤めの人、地域で働く普通の人、こうした町の当事者が挑戦できない議会は必ず力を失っていきます。生活が成り立たないまま覚悟だけを求める議会では、なかなか挑戦者は現れません。挑戦者がいない議会に未来なんてあるのでしょうか。議会が弱くなれば、確実に地方自治の根幹である二元代表制そのものが揺らぎ、町長との対等性が保てなくなってしまう。もちろん、今回3万円上がったところで、成り手不足が劇的に解消するとは思っておりません。そして、何もしなくても同じ報酬でいいのか、こういった疑問があることも理解はしております。

しかし、これは議員の質であり、その議員を評価し、選び直すのは住民の皆様であります。この4年間、しっかりと働いてきたというのであれば、私は胸を張って賛成すべきだと思っております。議員は審判を受け続ける存在で、期待に応えない議員は住民の皆様が厳しい評価を下す、これが民主主義の仕組みであります。だからこそ私はここで強く申し上げさせていただきます。議員は片手間でやる仕事ではありません。覚悟を持って、責任を持って働くべき仕事であります。報酬に見合う仕事をするのも当たり前であります。地域の声を聞き、政策をつくり、責任と覚悟を持って議論し、

決断し、そして責任を負う、それが私たちの使命ではないでしょうか。その使命に見合う環境すら整えずに、若い人が来ない、成り手がいない、こういったことを言うのは、それこそ議会の責任放棄だと私は思います。

今回の改正は自分のための改正ではありません。議員のための改正でもありません。未来を担う挑戦者を絶やさないための必要不可欠な条例改正であります。その未来の議会を守るために、今、我々議会が果たすべき責任は何なのか、その問いの答えはこの議案にほかなりません。覚悟を持って、責任を持って決断し、本議案に賛成をいたします。御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手少数〕

○議長（谷畑 進）

挙手少数であります。

よって、本案は否決しました。

……………日程第10 議案第93号……………

○議長（谷畑 進）

日程第10、議案第93号、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第11 議案第94号……………

○議長（谷畑 進）

日程第11、議案第94号、有田川町学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第12 議案第95号……………

○議長（谷畑 進）

日程第12、議案第95号、有田川町教育支援センター設置条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決しました。

……………日程第13 議案第96号……………

○議長（谷畑 進）

日程第13、議案第96号、有田川町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第14 議案第97号……………

○議長（谷畑 進）

日程第14、議案第97号、有田川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決しました。

……………日程第15 議案第98号……………

○議長（谷畑 進）

日程第15、議案第98号、有田川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第98号について質疑をさせていただきます。

この制度は、ゼロ歳から2歳児までの幼児を月10時間以内なら預けられる制度であります。場所は旧中央保育所内のファインの部屋を活用するものであります。それで、以下の点で質疑いたします。

まず、4月1日から実施ということなので、利用する場合、まず登録して予約制となっておりますが、登録と予約の予想状況についてはいかがでしょうか。

また、利用できる時間帯はどういうように考えておりますでしょうか。1日10時間利用できず、1日最大5時間とお聞きしております。午前午後にもたがる場合や給食はどうなりますか。

2つ目として、利用料金なんですが、この利用料金は一般的に国は1時間300円を示しておりますけれども、既に300円で決まっているのでしょうか。一時預かり事業では、4時間で1,050円という実態から整合性からいってもどうなのかということがあります。

3つ目に、保育士の確保という配置なんですが、ゼロ歳から2歳ということ言えば、経験と知識のある正規保育士で対応しなければならないのではないのでしょうか。保育士の配置はできているのでしょうか。

4つ目に、月10時間という決めはありますけれども、延長してよいということになっております。今後の状況を見ながら延長も必要になってくるのではないのでしょうか。

以上、お答えいただきたいと思えます。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

まず、登録人数につきましては139人程度、また、予約人数につきましては1日10人程度を見込んでおるところでございます。利用できる時間帯につきましては、8時半から11時半の3時間、また、14時から16時の2時間、合計1日5時間となっております。午前か午後か、いずれかで対応をお願いしたいと思います。また、

アレルギー対応のこともございますので、給食の提供は予定してございません。

次に、利用料金につきましてですが、現在1時間300円で調整をしておるところです。一時保育のほうは、保育が必要な場合でございますので、これより料金のほうは少し安い額で設定をしております。

次に、正規保育士で対応しなければならないのではないかと、保育士の配置はできているのかという御質疑についてでございますが、現在のところ来年度の採用に向けて調整をしておるところでございます。

また4番目に、今後の状況を見ながら延長も必要になってくるのではないかとこの点につきましては、利用の状況を鑑みまして今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再質疑させていただきます。

まずこの制度について、国・県からの財政措置はどうなっているかという点であります。

2つ目に、月10時間という制約なので、保育士を配置しても、その日に例えば来なかった場合も保育士は出てきて、それでも対応していくということになるのでしょうか。その分配置は必要となると思うんですが、その点お答えいただきたいと思えます。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

御質疑にお答えいたします。

財政措置につきましては、国が4分3、県が8分の1の補助が予定されてございます。

また、利用者が全く来ない場合につきましては、子育て支援センター内にほかの業務がございますので、その業務と連携・協力することを予定してございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第16 議案第99号……………

○議長（谷畑 進）

日程第16、議案第99号、有田川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第99号について質疑をさせていただきます。

今回の条例の一部改正の中身は、地域限定保育士を採用できるのが主な内容だったと思いますが、この地域限定保育士は、もともと保育士試験が年1回しかなく、国家戦略特別区域限定保育士という制度を活用して年2回試験を実施し、多くの保育士を確保するのが目的でありました。

しかし、平成29年より保育士試験が全国で年2回実施となり目的が達成されました。しかし、この制度をなくすためではなく、一般制度化してしまったのが問題であります。それで伺いますが、まず地域限定保育士について御説明をお願いします。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

まず、地域限定保育士の試験につきましては、平成27年度から国家戦略特別区域に限り認められている保育士試験制度のことです。現在、試験を実施しているのは神奈川県、大阪府、沖縄県及び千葉県の一部です。令和7年10月1日に施行される改正児童福祉法により、地域限定保育士制度が一般制度化されるところでございます。

地域限定保育士の試験は、保育士試験と同様に筆記試験と実技試験によりますが、実技講習会の終了によりまして実技試験を免除することができる制度となっております。登録から3年間は受験自治体でのみ勤務可能で、3年間を経過し、1年間以上の経験により通常の保育士登録が可能となります。地域限定保育士試験のこのたびの

導入によりまして、セカンドキャリアとして保育士を選択する人の受験が期待される
ところでございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再質疑させていただきます。

この保育士なんですが、町が採用することになると思うんですが、給料体系はどうなるのかというのと、今は3年を超えるという答弁がありました。これは3年を超えますと、町外への保育施設へ行けるし、また町外から町内へ保育士が来る場合も考えられるんですけども、そういう可能性が実際あるということによろしいのかどうか。

2つ目に、保育士試験の特定事務なんですが、これは民間事業者に委託できるとなっておりますが、試験はこれまでと同様の専門知識は実技を問うものとなっておりますが、しかし試験はどのようなところで予定されているのか、民間の営利企業に任せるのではないかという心配があります。

それからもう一つ、本来、資格を取得した正規保育士の対応でなければならぬのではないのでしょうか。

以上、お答えください。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

御質疑にお答えいたします。

まず、給料体系につきましては、現在、有田川町には地域限定保育士はございませんが、今後導入される際には、国の動向をうかがいながら人事部局と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、町外からも来る可能性があるのではないかという御質疑でございますが、地域限定保育士の制度は、保育士になるための選択肢を拡充するものでございます。町外・県外へ移動することが前提となったものではございません。

また、実技試験につきましては、講習会で免除することが可能となっております。試験の実施につきましては、地域限定保育士の認定は都道府県が行うこととなっております。

また、正規保育士で対応をしなければならないのではないかという御質疑につきましては、本制度は保育士不足を補うための制度でございまして、保育士と同等の能力が認定された者が地域限定保育士となり得るものでございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

答弁漏れはないですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第99号、家庭的保育事業条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

もともと保育士不足は当町でも深刻であります。これは保育士不足を理由に資格取得のハードルを下げるものであります。実技を省略し受験資格を緩和する、資格の受験基準を引き下げる、これが中心であります。そして、そういうことによって担い手を増やすだけでは根本的な解決にはつながりません。必要なのは資格の緩和ではなく、保育という仕事の価値を高めることにあります。

また、保育士は子供の保育にとどまらず、保護者への支援や地域とのつながり、困難を抱えている家庭への支援など多面的な専門職であります。児童福祉法第18条では、専門的知識及び技術をもって児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うこととあります。そして、専ら待機児童をなくすことを目的として、3歳児未満の受皿を家庭的保育事業に補うだけのこういうやり方では、まさに保育の質の低下につながってまいります。ですから、保育士の処遇改善と専門性の向上こそ町が本来力を注ぐべき課題ということも申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第17 議案第100号……………

○議長（谷畑 進）

日程第17、議案第100号、有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第100号、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準を定める条例の一部改正について質疑をします。

この特定教育・保育施設は、施設の運営等に係る費用の補助を受けるために、市町村から確認が行われた認定こども園、幼稚園、保育所が該当します。国が認可した施設と違い、市町村から確認された施設とありますが、また特定地域型保育所は、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業などが対象となっております。

そこでまず伺いたいのは、確認とはどういうことを担うのかお答えいただきたいと思います。特定地域型保育事業はゼロ歳から2歳児が対象で、3歳になりますと退園を迫られ、3歳児からの連携施設が必要だと思いますが、この点でどうでしょうか。

2つ目に、保育士の配置基準はどのようになるのでしょうか。これは2分の1と聞いておりますが、これでは話にならないと思います。

3つ目に、認定こども園と保育所は利用定員の総数を超える申込みがあった場合、選考すると規定されております。しかし、町が申込みを受けて選考ではないのでしょうか。

4つ目に、利用者負担の受領が規定されておりましたが、どんなものなのか。また、日用品や文具類等、何項目か費用の支払いを受けることになってしまうのではないのでしょうか。

5つ目に、小規模保育事業では3歳から5歳の限定保育もできるようになったと聞いておりますが、この点も含めてお分かりになればお答えいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず確認ということですが、その施設が基準を満たしているかどうかの確認でございます。

次に、保育士の配置基準につきましては、特定地域型保育事業は有田川町にはございませんが、保育所等の配置基準と基本同じでございます。また、一部研修等受講者でも可能でございます。

次に、総数を超える申込みがあった場合につきましては、申込数が定数を上回るか否かによらず、町は申込みを受けて内容を審査いたしておるところでございます。

次に、利用者負担額につきましては、いわゆる保育料でございますけれども、有田川

町教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する規則に定めがございます。

次に、日用品や文具類等の費用の支払いにつきましては、実費負担となっております。これにつきましては、有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例のほうにうたっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第100号、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準を定める条例の一部改正について反対の立場から討論を行います。

先ほどからの議案について、もともと国からせよということで進めた事業であり、本来ならば全国の市町村は大変困っている事業だと私は思っております。それで、このことについて特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者と利用者との間の調整がない中で、利用に当たっては施設や事業者が直接契約する以上、十分な調整ができるのでしょうか。

また、保育料についても実費徴収や上乗せ徴収が認められているなど明らかにされていない課題が多く、まだまだ不十分な内容が残っております。こういう点が明確にならない限り、これは賛成できるものではありませんので反対討論といたします。

○議長（谷畑 進）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

〔栗山議員 議案第100号の審議の途中で議場を退席した為に議案第100号、議案第101号の表決に参加していない〕

○議長（谷畑 進）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第18 議案第101号……………

○議長（谷畑 進）

日程第18、議案第101号、有田川町こども総合センター設置条例の全部改正についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 11時31分

再開 11時32分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

日程第18、議案第101号の再度、有田川町こども総合センター設置条例の全部改正については、挙手全員でありますので、よって、本案は原案のとおり可決しました。

〔栗山議員 議場へ中途出席〕

……………日程第19 議案第102号……………

○議長（谷畑 進）

日程第19、議案第102号、有田川町多目的広場「しみずふれあいドーム」設置条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第20 議案第103号……………

○議長（谷畑 進）

日程第20、議案第103号、有田川町林業活性化センター条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第21 議案第104号……………

○議長（谷畑 進）

日程第21、議案第104号、有田川町ふるさとふれあいの丘条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 2 議案第 1 0 5 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 2 2、議案第 1 0 5 号、有田川町営キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 3 議案第 1 0 6 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 2 3、議案第 1 0 6 号、有田川町花の里河川公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第24 議案第107号……………

○議長（谷畑 進）

日程第24、議案第107号、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

質疑をやめようと思ってたんですけど、やっぱり確認しておきたいので。

この火災条例の一部改正なんですけども、たき火の問題なんですよね。これは報告義務があるようになったのかな。これは周知徹底がなかなか難しいと思うんです。この辺はどうですか、周知徹底については。

○議長（谷畑 進）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

確かにおっしゃるとおり、周知徹底というのは難しいところではあるんですけども、広報等を通じて周知はさせていただいておるところであります。ただ、これは届出をしていただいたけれども、これを許可するというものではなくて、火災と紛らわしい届出によって消防署が火災と間違わないようにという届出であるというのは、今後ともまた周知徹底させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 5 議案第 1 0 8 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 2 5、議案第 1 0 8 号、有田川町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 6 議案第 1 0 9 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 2 6、議案第 1 0 9 号、有田川町藤並駅交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 7 議案第 1 1 0 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 2 7、議案第 1 1 0 号、有田川町農林産物加工直売施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 8 議案第 1 1 1 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 2 8、議案第 1 1 1 号、有田川町農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 2 9 議案第 1 1 2 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 2 9、議案第 1 1 2 号、有田川町生産物販売施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第 3 0 議案第 1 1 3 号……………

○議長（谷畑 進）

日程第 3 0、議案第 1 1 3 号、有田川町しみず温泉、有田川町都市農山漁村総合交流促進施設、有田川町農林漁業体験実習館、有田川町営キャンプ場、有田川町野営場等林間休養施設、有田川町山の家指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第31 議案第114号……………

○議長（谷畑 進）

日程第31、議案第114号、有田川町ふるさとふれあいの丘の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第32 議案第115号……………

○議長（谷畑 進）

日程第32、議案第115号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第33 議案第116号……………

○議長（谷畑 進）

日程第33、議案第116号、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

ただいま教育委員会委員に選任の同意がされました前任君が議場にいられています。御挨拶をお願いしたいと思います。

〔前 任君 入場〕

○議長（谷畑 進）

前任君より発言の申出がありますので、これを許可します。演壇にお進みください。

○教育委員（前 任）

発言の許可をいただきましてありがとうございます。

ただいま教育委員に同意の議決をいただきました前任でございます。町議会の皆様方には、平素より教育委員会に格段の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

教育委員として有田川町の教育行政に微力ながら精進する所存でございます。皆様方の御指導、御鞭撻をお願いいたしまして御挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（谷畑 進）

今後も教育委員としてよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

〔前 任君 退場〕

……………日程第 3 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第 3 4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。閉会中、よろしくをお願いいたします。

……………日程第 3 5 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第 3 5、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。よろしくをお願いいたします。

……………日程第 3 6 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第 3 6、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

国道、国土強靱化対策特別委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お

手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

国道、国土強靱化対策特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、国道、国土強靱化対策特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。よろしくお願いたします。

……………日程第 3 7 議長への委任について……………

○議長（谷畑 進）

日程第 3 7、議長への委任について。

お諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第 4 5 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

ここで、町長より御挨拶の申出がございますので、これを許可します。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、一言最後に御挨拶を申し上げたいと思います。

大変お忙しい貴重な時間を割いていただきまして、このような時間を取っていただきました議長には、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

議長、議員の皆さん、そして町民の皆さん、長年にわたる町長としての任期を無事全うすることができました。心から深く感謝を申し上げたいと思います。

平成 1 8 年の 1 月に合併して、旧吉備・金屋・清水の町が 1 つになりました。当初は本当にそれぞれの地域、文化・生活様式が違ったときでありまして、これをいかに 1 つにするかという大きな問題もありましたし、どこの地域がよくなって、どこの地域が悪くなったということが絶対にないように、できるだけ均衡ある発展をやりたいなという思いで今日まで仕事をさせていただきました。

本当にこの間、私にとっては長い期間であったんですけども、今考えればあっと

いう間の20年間でございました。この間、町のインフラ整備や福祉・教育、また地域経済の活性化に向けて様々な施策を進めてまいりました。町民の皆さんとともに作り上げた数々の取組は私にとって誇りであり、また皆さんの御支援があったからこそ出た成果だと思っています。

特にいろんな問題に取り組んでまいりましたけれども、インフラ整備にしても、今思えば藤並駅にも特急をとめさせていただくことができたし、国道424号もあと2年ぐらいで完成します。ただ高野山までのバスの道のりがなかなか遠くて、これも毎年毎年たくさんの予算を投入してくれて、そんなに遠くない時分にこの道から高野山にバスが上がるができると思います。

また、来年1月18日、海南金屋線という主要県道ですけれども、これは地域経済にとっても、和歌山県の経済にとっても欠かせない道ということで無事開通式を迎えることができました。ぜひまたその開通式にも御参加をいただきたいなと思います。

本当に長い間でありましたけれども、私はもう町長としての仕事を当然やっただけでございます。ここまでやれたのは、議会の皆さんの御協力、あるいは町民の皆さん方の御理解、それから何よりも職員が一生懸命に一つ一つの問題に取り組んでくれた成果だと思っています。

今後は一町民として、でき得る限り町の発展に尽くせるように、また協力をしていきたいと思っています。本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（谷畑 進）

令和7年第4回定例会の閉会に当たりまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

3町が合併し、早いもので20年が経過しました。その長きにわたり有田川町の未来を見据え、町政のかじ取りをされてきました中山町長の御尽力に対し、町議会を代表いたしまして、心から感謝と御礼を申し上げます。町民に寄り添った町政、本当にありがとうございました。

さて、私ども議員任期の4年間で振り返りますと、当初は新型コロナウイルス感染症への対応に追われていたものが徐々に和らぎ、地域活動やイベントも再開され、ようやく日常生活に戻りましたが、これまでの当たり前が当たり前でなくなった部分もあり、新しい生活様式へ移行したものと感じております。

また、議会におきましても、4年間の間に本会議のライブ中継の実施や議会タブレットの導入によるペーパーレス化、議員定数を16人から14人に削減するなど、少しながら議会の改革にも取り組んでまいりました。

私事ではありますが、先輩議員や同僚議員のお力添えをいただきながら、令和5年3月より約2年半、議長を務めさせていただいておりますが、至らなかつた点や力不足だった点多々あったことと思いますが、何とか議会運営を進められてきたのも皆様のおかげであります。心より感謝申し上げます。

最後になりましたが、議員各位並びに町執行部の皆様のますますの御健勝と御活躍、

そして有田川町のさらなる発展を御祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第4回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 11時55分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            谷   畑            進

6 番 議 員            星   田   仁   志

12 番 議 員            森   谷   信   哉